

【セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約】

現行	改定後
<p>第1条 本特約の目的</p> <p>1.当社は会員に対し、セブンカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）第6条に定める付帯サービスの1つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員に当社が管理するポイントである nanaco ポイント（以下「nanaco ポイント」といいます。）を加算し、本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2.ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約および一体型カード特約または紐付型カード特約に従うものとします。</p> <p>3.本特約において使用する用語は、本特約において別段の定めのない限り、会員規約、nanaco ポイントサービス特約（カード版またはモバイル版）（以下、総称して「nanaco ポイント特約」といいます。）、一体型カード特約または紐付型カード特約における用語と同様の意味を有するものとします。</p>	<p>第1条 本特約の目的</p> <p>1.当社は会員に対し、セブンカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）第6条に定める付帯サービスの1つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員に当社が管理するポイントである nanaco ポイント（以下「nanaco ポイント」といいます。）を加算し、本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2.ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約および一体型カード特約または紐付型カード特約に従うものとします。</p> <p>3.本特約において使用する用語は、本特約において別段の定めのない限り、会員規約、nanaco ポイントサービス特約（カード版またはモバイル版）（以下、総称して「nanaco ポイント特約」といいます。）、一体型カード特約または紐付型カード特約における用語と同様の意味を有するものとします。</p>
<p>第2条 ポイントサービスの提供</p> <p>1.加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときに nanaco ポイントが加算されます。</p> <p>2.前項にかかわらず、加盟店のうち株式会社イトーヨーカ堂およびその関連会社が運営するイトーヨーカドー、株式会社ヨークマートが運営する店舗（以下、これらの当社所定の加盟店を「特定加盟店」といいます。）においては、カードを提示して現金での支払い等クレジット決済以外の当社所定の支払方法を利用したときにも nanaco ポイントが加</p>	<p>第2条 ポイントサービスの提供</p> <p>1.加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときに nanaco ポイントが加算されます。</p> <p>2.前項にかかわらず、加盟店のうち株式会社イトーヨーカ堂およびその関連会社が運営するイトーヨーカドー、株式会社ヨークマートが運営する店舗（以下、これらの当社所定の加盟店を「特定加盟店」といいます。）においては、カードを提示して現金での支払い等クレジット決済以外の当社所定の支払方法を利用したときにも nanaco ポイントが加</p>

<p>算されます。</p> <p>3.前二項の他、当社およびセブン&amp;アイ HLDGS.は、会員が当社およびセブン&amp;アイ HLDGS.の提供するサービスをご利用された状況等に応じて nanaco ポイントの加算や割引等の優遇サービスを提供することがあります。</p> <p>4.前三項の nanaco ポイントは、利用者が本会員であるか家族会員であるかにかかわらず、一体型カードの場合は一体型本カードの裏面に記載の nanaco 番号に、紐付型カードの場合は、紐付け nanaco 番号（以下、総称して「加算先 nanaco 番号」といいます。）にそれぞれ加算されます。</p>	<p>算されます。</p> <p>3.前二項の他、当社およびセブン&amp;アイ HLDGS.は、会員が当社およびセブン&amp;アイ HLDGS.の提供するサービスをご利用された状況等に応じて nanaco ポイントの加算や割引等の優遇サービスを提供することがあります。</p> <p>4.前三項の nanaco ポイントは、利用者が本会員であるか家族会員であるかにかかわらず、一体型カードの場合は一体型本カードの裏面に記載の nanaco 番号に、紐付型カードの場合は、紐付け nanaco 番号（以下、総称して「加算先 nanaco 番号」といいます。）にそれぞれ加算されます。</p>
<p>第3条 ポイント加算の方法</p> <p>1.特定加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) クレジット決済の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>加算される nanaco ポイント数</p> <p>お買上金額（税込）÷200×<del>3</del>ポイント（小数点以下切捨）※</p> <p>※上記ポイントは以下の①基本ポイントと、②特定加盟店ポイントの構成となります。</p> <p>①基本ポイント：お買上金額（税込）÷200</p>	<p>第3条 ポイント加算の方法</p> <p>1.特定加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) クレジット決済の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>加算される nanaco ポイント数</p> <p>お買上金額（税込）÷200×2ポイント（小数点以下切捨）※</p> <p>※上記ポイントは以下の①基本ポイントと、②特定加盟店ポイントの構成となります。</p> <p>①基本ポイント：お買上金額（税込）÷200</p>

<p>×1 ポイント</p> <p>②特定加盟店ポイント：お買上金額（税込） ÷200×<del>2</del>ポイント</p> <p>上記のポイント加算方法にかかわらず、特定加盟店が独自のサービスとして、ポイント〇倍セール（以下「ポイント〇倍」といいます。）を実施する場合には、お買上金額（税抜）÷100×1 ポイント（小数点以下切捨）がポイント〇倍の対象となり、当該ポイント〇倍対象ポイントと、①基本ポイントが加算されます。</p> <p>（2）クレジット決済の場合に加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング1回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。 ②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p> <p>（3）現金その他のお支払方法の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、カードを提示して、現金・セブン&amp;アイ共通商品券・ギフト券・その他特定加盟店が指定する支払方法を利用したとき（以下、これらの支払方法を総称して「現金その他のお支払方法」といいます。）次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、約定支払日の属する月の5日に加算されます。ただし、この nanaco ポイントの加算は、ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限るものとします。なお、セブンカード・プラス・JCB、セブンカード・プラス・VISA 以外のクレジットカードのお支払いが含まれる場合には nanaco ポイントは加算されません。また、割引セール時の割引金額は加算対象外となります。</p>	<p>×1 ポイント</p> <p>②特定加盟店ポイント：お買上金額（税込） ÷200×1 ポイント</p> <p>上記のポイント加算方法にかかわらず、特定加盟店が独自のサービスとして、ポイント〇倍セール（以下「ポイント〇倍」といいます。）を実施する場合には、お買上金額（税抜）÷100×1 ポイント（小数点以下切捨）がポイント〇倍の対象となり、当該ポイント〇倍対象ポイントと、①基本ポイントが加算されます。</p> <p>（2）クレジット決済の場合に加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング1回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。 ②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p> <p>（3）現金その他のお支払方法の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、カードを提示して、現金・セブン&amp;アイ共通商品券・ギフト券・その他特定加盟店が指定する支払方法を利用したとき（以下、これらの支払方法を総称して「現金その他のお支払方法」といいます。）次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、約定支払日の属する月の5日に加算されます。ただし、この nanaco ポイントの加算は、ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限るものとします。なお、セブンカード・プラス・JCB、セブンカード・プラス・VISA 以外のクレジットカードのお支払いが含まれる場合には nanaco ポイントは加算されません。また、割引セール時の割引金額は加算対象外となります。</p>
--	--

<p>加算される nanaco ポイント数 お買上金額（税抜）÷<del>100</del>×1 ポイント（小数点以下切捨）</p> <p>（4）現金その他のお支払方法の場合に nanaco ポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について</p> <p>①売場：専門店（テナント）・飲食店・一部の食料品売場・一部の催事商品。</p> <p>②商品：たばこ・商品券・ギフト券・テレホンカード・切手・印紙・葉書等の金券類・箱代等。</p> <p>③サービス：加工・修理代・送料等。</p> <p>④その他、当社が nanaco ポイント対象外と指定する売場・商品・サービス・売掛の入金等。</p> <p>（5）累計ボーナス nanaco ポイントについて</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済またはカードを提示して、現金その他のお支払方法を利用した場合、当該支払の累計金額に応じてボーナスポイント（以下「累計ボーナス nanaco ポイント」といいます。）を加算します。</p> <p>①累計ボーナス nanaco ポイント算定の期間は、毎年当年4月1日から翌年3月末日を対象とします。</p> <p>②期間中、本会員と家族会員それぞれの累計ボーナス nanaco ポイント対象のお買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成の翌月5日に累計ボーナス nanaco ポイントを本会員（加算先 nanaco 番号）に加算します。なお、累計ボーナス nanaco ポイントの加算の対象外となる条件は、前記現金その他のお支払方法の場合の条</p>	<p>加算される nanaco ポイント数 お買上金額（税抜）÷200×1 ポイント（小数点以下切捨）</p> <p>（4）現金その他のお支払方法の場合に nanaco ポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について</p> <p>①売場：専門店（テナント）・飲食店・一部の食料品売場・一部の催事商品。</p> <p>②商品：たばこ・商品券・ギフト券・テレホンカード・切手・印紙・葉書等の金券類・箱代等。</p> <p>③サービス：加工・修理代・送料等。</p> <p>④その他、当社が nanaco ポイント対象外と指定する売場・商品・サービス・売掛の入金等。</p> <p>（5）累計ボーナス nanaco ポイントについて</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済またはカードを提示して、現金その他のお支払方法を利用した場合、当該支払の累計金額に応じてボーナスポイント（以下「累計ボーナス nanaco ポイント」といいます。）を加算します。</p> <p>①累計ボーナス nanaco ポイント算定の期間は、毎年当年4月1日から翌年3月末日を対象とします。</p> <p>②期間中、本会員と家族会員それぞれの累計ボーナス nanaco ポイント対象のお買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成の翌月5日に累計ボーナス nanaco ポイントを本会員（加算先 nanaco 番号）に加算します。なお、累計ボーナス nanaco ポイントの加算の対象外となる条件は、前記現金その他のお支払方法の場合の条</p>
---	--

<p>件に準じます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お買上金額（税抜）</th> <th>累計ボーナス nanaco ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円に達したとき</td> <td>3,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>150 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>250 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>以降 100 万円ごと</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco ポイント	100 万円に達したとき	3,000 ポイント	150 万円に達したとき	10,000 ポイント	250 万円に達したとき	10,000 ポイント	以降 100 万円ごと	10,000 ポイント	<p>件に準じます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お買上金額（税抜）</th> <th>累計ボーナス nanaco ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円に達したとき</td> <td>3,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>150 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>250 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>以降 100 万円ごと</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco ポイント	100 万円に達したとき	3,000 ポイント	150 万円に達したとき	10,000 ポイント	250 万円に達したとき	10,000 ポイント	以降 100 万円ごと	10,000 ポイント
お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco ポイント																				
100 万円に達したとき	3,000 ポイント																				
150 万円に達したとき	10,000 ポイント																				
250 万円に達したとき	10,000 ポイント																				
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント																				
お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco ポイント																				
100 万円に達したとき	3,000 ポイント																				
150 万円に達したとき	10,000 ポイント																				
250 万円に達したとき	10,000 ポイント																				
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント																				
<p>2. 特定加盟店以外の加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>当社は、会員が加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (<a href="http://www.7card.co.jp/">http://www.7card.co.jp/</a>) において記載のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。</p> <p>ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>(2) 加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p>	<p>2. 特定加盟店以外の加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>当社は、会員が加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (<a href="https://www.7card.co.jp/">https://www.7card.co.jp/</a>) において記載のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。</p> <p>ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>(2) 加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p>																				
<p>第 4 条 nanaco ポイントのご利用について</p> <p>加算先 nanaco 番号に加算された nanaco ポイントは、nanaco ポイント特約の定めに従い利用することができます。</p>	<p>第 4 条 nanaco ポイントのご利用について</p> <p>加算先 nanaco 番号に加算された nanaco ポイントは、nanaco ポイント特約の定めに従い利用することができます。</p>																				
<p>第 5 条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>加盟店における返品にともなう nanaco</p>	<p>第 5 条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>加盟店における返品にともなう nanaco</p>																				

<p>ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分の nanaco ポイントを当該返品の前月の 5 日に差し引くものとします。</p>	<p>ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分の nanaco ポイントを当該返品の前月の 5 日に差し引くものとします。</p>
<p>第 6 条 カード再発行時のポイントについて</p> <p>1. 一体型カードの破損・汚損等により一体型カードが再発行される場合、一体型本会員は再発行が必要になった一体型カードの裏面の nanaco 番号に加算された nanaco ポイントを使い切るものとします。ただし、nanaco 機能が利用できない等の事由により、nanaco ポイントを使い切ることができない場合は、当社は、再発行後の一体型本カードに、当社所定の方法で確認された再発行前の一体型本カードの裏面の nanaco 番号に加算された nanaco ポイントを再発行後の一体型本カードの裏面の nanaco 番号に引継ぐものとします。</p> <p>2. 当社は、一体型本会員から紛失・盗難等により一体型カードを紛失した旨の届出があった場合、または第三者から一体型カードを拾得した旨の届出があった場合で、一体型本カードを再発行する場合、当社による使用停止措置が完了した時点の nanaco ポイントを再発行された一体型本カードの裏面の nanaco 番号に引継ぐものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco ポイントを第三者により利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>第 6 条 カード再発行時のポイントについて</p> <p>1. 一体型カードの破損・汚損等により一体型カードが再発行される場合、一体型本会員は再発行が必要になった一体型カードの裏面の nanaco 番号に加算された nanaco ポイントを使い切るものとします。ただし、nanaco 機能が利用できない等の事由により、nanaco ポイントを使い切ることができない場合は、当社は、再発行後の一体型本カードに、当社所定の方法で確認された再発行前の一体型本カードの裏面の nanaco 番号に加算された nanaco ポイントを再発行後の一体型本カードの裏面の nanaco 番号に引継ぐものとします。</p> <p>2. 当社は、一体型本会員から紛失・盗難等により一体型カードを紛失した旨の届出があった場合、または第三者から一体型カードを拾得した旨の届出があった場合で、一体型本カードを再発行する場合、当社による使用停止措置が完了した時点の nanaco ポイントを再発行された一体型本カードの裏面の nanaco 番号に引継ぐものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco ポイントを第三者により利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>第 7 条 nanaco ポイントの有効期限</p> <p>1. 毎年当年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までのポイント加算期間中に加算された nanaco ポイントの有効期限は、その翌年の 3 月末日までとします。</p> <p>2. 有効期限内に利用されなかった nanaco ポ</p>	<p>第 7 条 nanaco ポイントの有効期限</p> <p>1. 毎年当年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までのポイント加算期間中に加算された nanaco ポイントの有効期限は、その翌年の 3 月末日までとします。</p> <p>2. 有効期限内に利用されなかった nanaco ポ</p>



<p>イントは失効するものとします。</p>	<p>イントは失効するものとします。</p>
<p>第8条 業務委託</p> <p>1.会員は、当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) nanaco ポイントの加算・利用に関する業務。</p> <p>(2) nanaco ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>2.会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>3.会員は、当社の指定する委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。</p>	<p>第8条 業務委託</p> <p>1.会員は、当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) nanaco ポイントの加算・利用に関する業務。</p> <p>(2) nanaco ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>2.会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>3.会員は、当社の指定する委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。</p>
<p>第9条 本特約の改廃</p> <p>当社は、本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【2017年6月版】</p>	<p>第9条 本特約の改廃</p> <p>当社は、本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【2019年7月版】</p>